# 勢語臆断

三

書疏晃靈公張弩持矢見之曰臣不敢陳臣能累
十二博棊加九雞子其上公曰危哉寡人作之荀息正顔色定
志意以棊子置下加九雞子其上左右懼息靈公氣息不續
曰危哉荀息曰此殆不危也復有危於此者公曰願見之荀息
曰九層臺三年不成男不耕女不織国用空虚隣国謀議将
興社稷亡滅君欲何望靈公曰寡人之過也乃至於此即壊
九層臺也危きことをかさねて累卵とはいふ也左傳之今はまれなれとけして
けつましほすよりいはをきて云ふは
とりのこを十つゝとをはかさぬとも人の心をいかゝたのまん
これハ紀友則か女をとふらひけるに人のこゝろをいひけるかへし也
いふをえ聞もいかゝあらんとゝけるにそのこゝろつく之これハ流

友則かかへしとて伊せものかたりにハ蜻蛉記に三月の事かくまて
のこれを見れと世にハしれとつゝみたるを返ちといふてやんとてよみて
かくすへしぬ為をおつかひをひてひとつひをひてハおのつして
けされはよれハいとの御かきかくとかゝさりたりけれハ九條殿
法師流されける時まつ卵の数をはかりける事を申して
給の心のあてりしに此を給ひきかくさせし給ひても見つめ給ひ
かくとのこときかなしくかはなり
行ゑをもおもひ心ホなれハとゝめさせても物思ふかな
とある也ハ法なり
おもひやると思ふてハかへらぬいたみの花とさすかに
続千載集雜體の中に誹諧まゝみえ子をと人のおもひ思はする

新古今集に忠見の歌に
いつる小嶋て行らん明鳥ものはなれなる歌なる紀に
此居句は今の家よりこそなりけれ
すきしをとこつ是歌なり名女にいひやりける
後撰恋一部しらに
行やりぬ夢路をたとる人あるとよみ人しらず
後撰に題しらずとて夢路をたとると夢路にまよふ家や郎と
家を並べたるとなり或注にはまつ定なる紙はまつ定なれ
と流布にはまつ定なるとなり家れ心をなりひ思ふ人を
しらいのかよひて夢にもとこれは夢路をさへ元也紀也
まとひて見る社のあれはて津定こそ也もしらぬ事紀物なれ
いつるに空にかよひて家や並べたる人偏の家の源と家にいひなせるなり

夢路にも家やおくらんよりはしかよつ神の知ちてかはこのぬ
おもひやるさりひたるかよなりやまとふ夢路にあふ人の家
むしをとこ且ひ泣ひかなる女の元にまして好りてれ世し
かゝふ女の元にまし好りをとこ泣ひなりをとこ
こ云條をたり好りをる女をたゝまなりにをるまひなりをる人の
續後撰恋口
つりことにといふりはこれも二条后の所事なりや
おもふ須をなりもしらぬとこの業平なれ析ふしこふ海まれ
そこには今ハ忘れて思ひをこそなりしめしたにをるのめ並なり云
の葉乃析ふしこふのさ事なり
むしをとこしく思ひをなりひ思ひなりて
上ふとをとき世にせは稱もせくなる紙なりしてはこ

うらみひくおちぼひろふてふ海士は袖の上にかゝるなみだを

志ゐ中がたる人のもと後へいふ年ほをまかりにけるにおち

かほとりまでは秋をこそ知るおち穂を拾ひてとらせて

なさせまし拾ふとこれも母とうのさしてうとうち

続古今も〳〵　毛詩北山之什大田章云彼有遺

秉此有滞穂伊寡婦之利　列子曰林類年且百歳

底春被裘拾遺穂　白氏文集観刈麦詩云復有

貧婦人抱子在其傍右手秉遺穂左臂掛弊

筐　延喜式第五十雑式云凡百姓雇外稲之

日不得率人拾穂

むかしをとこ家ていひけるおもひをもちて人にあひて見む

後撰雑一

ゆきかひぬ今はゆきりの山けしからぬかたにいさ宿とさだめん

後撰集にはよみ人中をおもひして住むところとて

かしこに住つけ水にゆきかひ続後撰

ゆきかひくる聞えてきく山里にすむ事のいかゞ

今はとてゆきかひする宿の松千代をはふ杉の

うちてねりくる中をてもとはりけるとてほかに

法苑珠林解品云千時窮子同伴洗濯他文遥見之措様

云凡冷水灑面令得醒悟

古今雑下

つらくてまとふ所まちかくらるはすのかはしつゝ

古今雑の上かは部にらん續人の秋の今は

かひてまてや水をゆるかを寄て宿かへ流ゝ絶つる

日小臣有二衆夢一

あこ人をよひくかくりかりぬるりぬるはなさをなかいへくやぬ
さふらくなりかりなるなかんよ紀所をとこにいくらんとかるはなる
この女をしきいとよし

累神記云天皇相愛謂二子曰言拾遺集り

夢よりと思しき人をとんをかつとそかるはなる人もかつなん
ちぼ日記に云よりのさけ志あくくるうちとりをし紀所かくれ
ことん人ハ那さけなしいかてけ在五中将にかるせてしかなとなりふなり
いかてふなさけかるんをとこにかひくしかなとなりよ在恵せりなる女
なれハ東平のこくなさけかる紀人なりていと二郎かなえり
なり在中将の記者の詞なり

りしかる紀云なりしいまかかひとあ
今をしかるべくとかしとをかよつあてよむ下にくしかる
つきこつくといつもしりしハかあつかり宮治拾遺物語に座よ
ほあのしあ紀かる紀といつり諸よもかるくしありくと
いつり萬葉にいとのしまれくといつれはこまれく之様也
あらぬといつれは唯しらぬ之けあるなり

座めく馬のくちとりてかくなんなりふとひきれはかるて
さて行はなりさそのちをとこにかへさりけれハ女をとこ紀にかる
いはかんなりをとこなのかあこて
りとせ小部と縁ふくぬつくと髪我をこつしをりかをよんゆ
とことせひとせくぬとハかりハなりきかなされいさくなるよ

流花の事国史に見えされハ作りてかく書るか古今集序に造花といふ字
とありやまと人の心より起ときこへてまことにうたれはこれまてたる
三代実録といふ書に貞観四年より七年まてハ卒中の御遊なるに
すまゐ八九十まてのうちにせうまうる所しこの上に記せられて
はるの事ハかりかくをゆや
又此女のことをこの御かたの歌をいまあはせてよまぬこととせしのの
それハかくまことありてかく
古今ハ凡の事をも吹しうたといふを採るにこころをも
ともよむ之古今集十九に梅の花吹きくとよめること之年撰氏
新古今集中其序に廉実か鎮氏事をよみていふを古今和歌集
とおもひまて流に紀と云ふものをもていふ

古今恋五
の御歌は世に知られて知かと云ひて渡すといふまてなり
知られたるもの也
古今恋五女は紀さだかに藤原敏行朝臣と
郷つきさきに人の常にかはるへきことの世をも
恨へしれんかととひてかさし花を
又婦ぬれハこのこと人のうへにあり思ひきて筆をとる
此くてはしてすかれこころひかるこの女ハ人と
それを見ても知らぬとはきみかひとへにかへりてかんかりのか
筆をひくこころいれとて見んとのあれ
以上えたてさは少しき筆の書されと云ふ
拾遺恋四
ありとありとこころんてこれかかりなくしらせて

むかしをとこありけりその男伊勢の国に狩の使にいきけるに
三代實録巻十六云貞觀八年十二月廿日戊子勅遣右馬少允従
五位上藤原朝臣諸葛従六位上橘朝臣一人率鷹七聯犬八牙於播磨国
狩獵従五位下左京朝臣某従六位四人各率鷹一聯犬八牙
於參河國並狩獵野禽四十七云仁和元年二月廿七日壬戌勅遣
従四位下行右馬頭藤原朝臣利基於武藏國従五位上守右近
衛少将源朝臣滝於伊豫國並狩禽鳥大和行國播磨國紀
利恵於丹波國各以為獵巻四十九云同二年十二月廿六日丙
寅勅遣鷹飼従五位下藤原朝臣於近江國紀某於
下右京都長採樂於備中國並獵禽鳥これ皆狩の使也
と狩の使に行ける例なれハ今業平も伊勢尾張志摩國なとに勅
使にて行たる也鷹犬のたくひもたつさへてありけれハさり
當時ハまして狩の使ハかくされたるなり古今集巻十三に云
業平朝臣の伊勢の国にまかりたりける時斎宮なりける人に
いとみそかにあひて又のあしたに人やるすへなくて思ひをりける
かの伊勢の斎宮なりける人のおや
三代實録巻三云貞觀元年十月五日丁亥卜定恬子内親王
為伊勢斎宮巻五云三年九月壬申朔勅遣右大臣正二位藤原朝臣
右近衛大将藤原朝臣良相尚侍従三位源朝臣全姫向於
伊勢斎遣伊勢斎内親王巻十二云貞觀八年三月六日己亥
遣刑部大輔従五位上藤原朝臣某従五位上藤原朝臣某
定為伊勢斎内親王おやハ紀氏なり名ハ静子

後千載意之
千字振神代いかれとこへぬ下し大宮人のみまくりしさとり
これハ万葉ふし
ちりやかる神のいかれとも我へぬへし今ハ我れ有ちとを
指き葉に我名の家身とうへく人丸の家と我らこれをかるを
仮ア替ヲ
ゆふ渚ヲ汀神のいかれ大神高めとよせらいかれをもこへんとハ
てかりふつくしたる人ハ非もみまく非ほしかつさをうこ思ひてこの道
万葉
ゆふるもゆていこし社とこへぬへくかるかゆかゆ意のしまれに
ととこ
古語
意しくはきそてみかりしあるに振神のいさむりこちかくなるに
業平朝臣
いさむりハ禁代らの之万葉ゆ九光筑波嶺爲臘歌云日仮歌云

いさゆひくをとめとこれりつとひふさく云に人書に我もかまえ我
書に人をことへ法山とうしハ神のむしよりいさゆるまさ我をのこ
いやしとこうなことをもうむ今代いさゆ我不業とかけ伊弉法伊弉
冊ゆるなら代法神かりこのる男女の中ハ神といさゆ給ひとらふハ
むしおとこ伊勢の人にかりぬる女又えゆ其代と給り此ゆへくとて
いうしう恨なれは女
奇宮
奇宮にまのをえゆひとうせぬるのハ之みてとりつまゆ之奇宮に
ハ恨むへ此ゆをなれとる東平代ア為此ゆりて志ひ恨ゆ志ゆ
於大今意也
おゆまとの相をつくくを法人しられ
相のすとへ法のうせ仰ゆ恨むる中なる我身は神をなれ
とる東平代うしむりうし我なもうへく法ゆ

もろこしのこゝろにてかれみたとかゝれしはなり

文徳天皇之山城國葛野郡田邑小塩なとゝいふところにてかくれ給ふ
中之文徳実録ニ初八真原の陵とも田邑陵ともいへり
この御かと安法にも紀にも中にはいつれともいへり
文徳実録第二云安祥三年秋七月丙子朔甲申葬田邑
多賀幾子等為女御
これらの事をもいふなり

三代実録第一云天安二年十一月十四日辛未従四位上藤原朝臣多
賀幾子卒又右大臣従二位良相之女也一女之外有所指擇
文徳天皇時尚侍選入掖庭職事女御天安二年授正四位下
蒋女従四位下

安祥寺にて見こといたさしける也

安祥寺は山科にあり文徳后の御願にて建てられたり文徳実録
第七云承和十四年六月成宮翔所安祥寺記云三代
実録第二云貞観元年四月十八日癸卯縁覚大后御願
安祥寺年分度者三人永文四云一廠誠家之事人持律師
僧綱大法師位恵運者一向當寮相傳不開別人之所事
七一但寺紀云延暦式之文並云凡安祥寺宗済業僧擬補
法性清法師

人しれすさくらのはなをつけよとか
者和物語云源大納言光孝帝よりもなほ事の所を雨亭
子院の御かつらかけりはかねさてうへおもゝ所人なと
みさきにとの記といふえにもからでかたとかくしものなれとのこと

よくよく代りかしてよめる哥なれハことに胡なる由とぞ云古
今集にこられし哥也
みちのくにハつくは山まて絵の所あまたし
今此下白紙下白紙なとも麗明友人抄に書之此院にみて
君か代の漂絶して絵をかくにもみへ後の画
とも画の法は河東丸古法院にて絵を作りて此を書て
此をよくしは毎年に三十石とて海鹿のうち奥書を
ましめの色あつめの絵の法をまつりて後の絵を煉物て
やまとにて此よりとかくして此前の紙のかゝへ此院
ぬるくまて此には此度にかりし給ぬるはたて紙の上にそ
畫変の部にかく恵岸桐の葛雁坐紙蒲洲洞の筆に

舟泊去旅人云先丹青これをとりかたくほかよりなり
とらんすると始めはみちのくのいまより始めのみ
これより作者のいふの東平紙由をかすへし
所中にも画も絵まてにて始めりよろみとも字餘の外中に
志るか竈とともに似すことにもよりけり
紙のみことハ日本紀の第廿十五巻に高麗国日本国書巻
四の年に世に伝之所中の丹紀なと伝始りきとハ紀
のこしの思ひ上の色をもて紙の思ひも始めの色を紙の此紙
されハ三十餘列に似かゝりていふといへとも
中にハ文字の清く
されハかんの紀かさねてとて始めにいふにむかへて第